

天理事業所 焼却炉維持管理に関する計画(法的要件事項と対応)

2013年4月10日
経営管理室

廃棄物の処理及び清掃に関する法律	
第十五条二の三 (産業廃棄物処理施設の維持管理等)	
産業廃棄物の設置者は環境省令で定める技術上の基準及び当該処理施設の許可に係る第十五条第二項の申請書に記載した維持管理に関する計画に従い、当該処理施設の維持管理をしなければならない。 2、産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する計画及び当該処理施設の維持管理の状況に関する情報であつて環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。	
(1)廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	
第十二条の六(一般廃棄物処理施設の技術上の基準)	
一 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。	・場内の廃棄物を焼却する ・投入物の種類、重量などを測る (廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、動植物性残さなど)
二 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないようにすること。	・投入物を計量し、190Kg/hrを超えない管理をします
三 産業廃棄物が施設から流れる等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を中止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な処置を講ずること。	・焼却炉異常時処置マニュアルに順ずる
四 施設の正常な機能を維持する為、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。	・始業前点検(点検表に基づく)の実施 ・設備Gによるボイラー性能検査(1回/年)の定期点検実施
五 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な処置を講ずること。	飛散・悪臭防止 ・ばいじんの飛散防止。(蓋付き専用容器管理) 流出防止 ・焼却炉周りへの汚水ピット設置
六 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清掃を保持すること。	・処理施設内の床はアスファルトおよびコンクリートとし整理・整頓・清掃をします
七 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な処置を講ずること。	・著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないよう、敷地境界線で6ヶ月毎に騒音測定をします
八 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。	・施設からの排水を6ヶ月毎に測定します
九 施設の維持管理に関する点検、検査その他の処置(法第二十一条の二第一項に規定する応急の処置を含む)の記録を作成し、三年間保存すること。	・施設の維持管理に関する記録は、5年間保管します(点検記録、ダイオキシン測定、水質測定、排気温度、騒音測定などの記録類)⇒奈良県指令廃対第459号の1に基づく
(2)廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	
第十二条第七項五号に記載の廃棄物の処理と清掃に関する法律施行規則第四条の五第一項第二号の項目 (焼却施設の維持管理上の基準)	
維持管理基準	
二一イ ピット・クレーン方式によって燃焼設備にゴミを投入する場合は、常時、ゴミを均一に混合すること。	該当設備なし(バケット投入)
二一ロ 燃焼室へのゴミの投入は外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。	・投入ホッパーは二重扉になつおり、外気を遮断した状態で一定量ずつ投入します
二一ハ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏800°C以上に保つこと	・作業標準書に準じ、800°C以上を保つ
二一ニ 焼却灰の熱しやすく減量が10%以下になるよう焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずる恐れがないよう使用する場合にあっては、この限りで無い。	・熱しやすく減量比を10%以下とします (乾燥状態の焼却残さ中に残る未燃物の重量比)
二一ホ 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により炉温を速やかに上昇させること。	・作業標準書により、助燃装置を作動させ炉温を速やかに上昇させます。(自動点火)

二一へ 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ちゴミを燃焼し尽くすこと。	・作業標準書により、炉の温度を高温に保ち、燃焼し尽くします(自動停止)
二一ト 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	・炉内出口部に温度計を設置し、燃焼ガス温度を連続的に測定し、記録します
二一チ 集じん機に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏200°C以下に冷却すること。ただし、集じん機内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏200°C以下に冷却することができる場合にあってはこの限りでない。	・焼却炉燃焼ガスは、廃熱ボイラで熱回収し、集塵機入り口で200°C以下に冷却しています
二一リ 集じん機に流入する燃焼ガスの温度(チのただし書きの場合にあっては、集じん機内で冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録すること。	・集塵機に流入する燃焼ガスの温度は連続的に測定し、記録します
二一ヌ 冷却設備および排ガス処理設備に堆積したばいじんを除去すること。	・ばいじんは集塵機(バグフィルター)で集塵し、除去しています
二一ル 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度が百万分の百以下となるようにゴミを焼却すること。	・炉温度を高温(800°C)に保つことにより、一酸化炭素濃度が100ppm以下となるように管理します
二一ワ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第二の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようゴミを焼却すること。	①800°C以上で燃焼 ②2秒以上の燃焼室滞留時間 ③200°C以下へ排ガスの急冷 を遵守することで煙突排ガス中のダイオキシン濃度を法規制以下とします
二一力 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を年一回以上、ばい煙量またはばい煙濃度(いおう酸化物、ばいじん、塩化水素および窒素酸化物に係るものに限る。)を6月に一回以上測定し、かつ、記録すること。	・ダイオキシン類の濃度を年一回測定します
二一ヨ 排ガスによる生活環境保全上支障が生じないようすること。	・不具合発生時は直ちに是正処置を講じ再発防止のため作業標準書などの見直しを行います
二一タ 煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、または冷却する場合には、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	・該等設備なし
二一レ ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、第四条第一項第七号チのただし書きの場合にあっては、このかぎりでない。	・ばいじんを焼却灰と分離して排出します 排出したばいじんを貯留することができる灰出し設備及び貯留設備を設けます
二一フ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	・消防法による消火設備を設置し、消防設備点検を実施します

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

第十二条第七項第五号の項目

	維持基準	申請施設の構造・措置
一	燃焼室の燃焼ガスの温度を摂氏800°C以上に保つこと。	摂氏800°C以上に保ちます
二	廃PCB等PCB汚染物またはPCB処理物の焼却施設にあっては燃え殻を総理府令で定める基準に適合させること。	該当設備はありません
三	令第七条第五号に掲げる施設(廃油焼却施設)及び同条第十二号に掲げる施設(廃PCB等及びPCB処理物の焼却施設に限る)にあっては、廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、第十二条の二第五項第二号の規定により設けられた流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。	助燃装置用重油タンクの防油堤を設置し流出防止を行います